

徳島県発注工事等を受注した皆様へ

「平成31年3月から適用する徳島県土木工事設計労務単価」については、最近の労働市場の実勢価格や、社会保険等の加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映し設定しているものであり、これを技能労働者の賃金に適切に反映させて、技能労働者の確保や就労環境の改善などにつなげることが重要と考えています。

また、平成26年6月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加され、受注者においても、適正な価格での下請との契約や技能労働者の賃金を含めた労働環境の改善に努めることが明記されています。

したがって、請負契約を締結した工事等の受注者は、上記趣旨をふまえ、技能労働者の賃金水準の引き上げや、適正な契約金額による下請契約の締結（既に締結している下請契約の金額の見直しを含む。）等について適切に対応するようお願いいたします。

徳 島 県